

第3回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：平成24年12月13日（木） 13:30～14:00

場所：大阪府咲洲庁舎18階 税務室第1会議室

出席者：会長	倉内 一郎（大阪府総務部税務室長）
副会長	古屋 和彦（大阪市財政局税務総長）
大阪府総務部税務室	芦田 善仁（税政課長）
	北井 真二（税政課参事）
	加登 武志（税政課総務補佐）
	辻本 徳生（税政課改革推進補佐）
	西口 栄一（税政課システム補佐）
	牧本 衛（徴税対策課長）
	小川 久藏（徴税対策課事業税補佐）
	井上 慎一（徴税対策課管理補佐）
	長田 喜夫（徴税対策課地方税徴収向上補佐）
大阪市財政局税務部	鬼頭 克則（税務部長）
	井戸 伸浩（管理課長）
	池邊 正雄（システム担当課長）
	粟屋 千恵子（課税課長）
	藤原 稔之（固定資産税担当課長）
	並河 弘幸（収税課長代理）※代理出席

会議の概要：

1 開会

2 議事

(1) 共同受付窓口の設置について

●サービス向上部会から資料説明（資料1）

- ・法人関係の共同受付窓口の設置については、これまで府税事務所と市税事務所の2カ所へ来所する必要があった法人関係税の申告書の提出や納税証明書の請求を1カ所で行えるよう、大阪市税の法人関係の申告書等の受付窓口を、中央府税事務所の総合受付窓口と併設することにより、納税者の方々の利便性の向上を図ることを目的としている。
- ・業務の開始日については、4月1日に府税事務所の統合が予定されていること及び法人の申告書受付やそれに伴う事務が月末・月初に集中することから、4月の第1週目は混乱が予想されるため、第2週目以降で検討した。その結果、4月1日から開設までの期間をできるだけ短くすること及び開設の準備期間などを考慮し、平成25年4月10日（水曜日）に開設することで考えている。
- ・共同受付窓口において取り扱う大阪市の取扱業務範囲については、現在、船場法人市税事務所の窓口で行っている業務のうち、
 - ① 法人市民税の申告書、法人市民税の開設・異動等届出書の受付
 - ② 納税証明書発行（課税証明書、固定資産評価証明書等の発行は行わない）
 - ③ 市税収納

④ 納付書再発行

に係る業務を行うことを考えている。

なお、事業所税や固定資産税の償却資産に係る申告書の提出があった場合は、担当者が常駐していないため、相談を伴う提出への対応は難しいが、受け付けは行いたい。

- ・ 4月1日に移転する新しい中央府税事務所の総合受付窓口の業務範囲は、現行業務どおりであり、府税業務に変更はない。
- ・ 市税の体制については、船場法人市税事務所の職員が常駐し、業務を行うことになるが、月末の繁忙期には、臨時窓口を設置して増員するなど、業務の繁閑に応じて、人員の調整を行いたい。
- ・ 受付窓口の設置場所は、中央府税事務所内の大阪府新別館北館地下1階となり、受付レイアウトの詳細は資料1の別紙のとおりである。
- ・ 本日の協議会において、業務開始日や業務内容で合意できれば、今後、府市の担当者において、より詳細な業務内容、運営方法の調整や窓口設置に向けた整備を行っていく。
- ・ 共同受付窓口の設置に関する広報は、1月から順次実施していきたい。

●主な質問・意見等

○共同受付窓口で受け付けるのは1月決算法人からか。

(大阪市) 4月末に申告期限を迎える2月決算法人から受け付けることになる。

○課税証明というのはいったい何か。

(大阪市) 市税関係の証明の中で一番多いのが課税証明である。

(会長) 共同受付窓口について

- ・ 開設日は来年の4月10日(水曜日)とする。
 - ・ 市税の申告書等の受付は、法人市民税とその関連書類とする。
 - ・ 市税の証明書発行については、納税証明書を対象とし、課税証明及び固定資産評価証明の発行は行わない。
 - ・ 開設にかかる広報は、来年1月より順次開始する。
- ということでよろしいか。

(一同) 承認

(会長) 引き続き来年4月10日の共同受付窓口開設に向け、調整をお願いする。

(2) 法人関係共同調査業務の進捗状況について

●課税部会から資料説明(資料2)

- ・ 約39,000件のデータをもとに共同遡憑(しょうよう)の文書を発送している。実施予定件数として約300件とあるが、過去の経験則から算出した数字であり、実際はもう少し少なくなりそうである。
- ・ 遡憑(しょうよう)対象法人すべてについて事業所等の有無を確認し、必要な法人に対して申告書等の提出を求め、適正課税を行うのが目標である。申告遡憑(しょうよう)文書の送付だけでは申告書等の提出に応じない法人に対しては、事業所等を府・市共同で訪問することも検討している。
- ・ 11月末時点での申告遡憑(しょうよう)文書の送付実績は134件、進捗率は44.7%である。
このうち、府税事務所分は65件であるが、申告遡憑(しょうよう)文書の発送の開始が例年遅く、現在も発送を継続中であるため、今後少し件数が増える余地がある。また、船場法人市税事務所分は69件であるが、申告遡憑(しょうよう)文書の発送が年度の前半に偏っており、これ以上は増えないと思われる。

(会長) 課税部会からの報告に対し、質問・意見等はないか。

(一同) 質問等なし

(会長) 引き続き効果的・効率的な法人調査業務となるよう取組みをお願いする。

(3) 合同滞納整理業務の進捗状況について

●徴収部会から資料説明(資料2)

- ・取組対象 66 件、9 億 4,900 万円に対し、11 月末現在の進捗状況は 0 件、5,800 万円である。なお、処理済の件数には完納になった事案をカウントしており、一部納付された場合はカウントしていないため、0 件となっている。
- ・12 月以降も不動産や預金の差押えを順次実施していく予定である。
- ・10 月以降、合同滞納整理の取組みについて府・市で検討する検討会を 3 回実施しており、12 月 14 日にも実施する。
- ・来年 5 月末に目標が達成できるよう、取り組んでいきたい。

●主な質問・意見等

○先月、府と府内の市で合同公売を行ったと思うが、合同滞納整理の対象となっている物件も含まれていたのか。

(大阪府) 1 物件含まれていたが、売却はできなかった。

参考までに、合同公売の結果については、24 物件を公売実施し、9 物件(大阪府が 7 物件、大阪府が 1 物件、府内の市が 1 物件)が売却できた。入札価格は合計で 9,200 万円であった。

(会長) 徴収部会からの報告に対し、質問・意見等はないか。

(一同) 質問等なし

(会長) 引き続き効果的・効率的な合同滞納整理業務となるよう取組みをお願いする。

(4) その他(共同受付窓口の開設にかかる広報等について)

●事務局から説明

- ・共同受付窓口の開設日等が決定したことから、来年 1 月以降、順次広報を開始することとなる。
- ・大阪府では、1 月 25 日に発送する法人申告書に広報チラシを同封するのが最初になる予定である。
- ・チラシの作成については、1 月 25 日の発送に間に合わせるためには、印刷等のスケジュールを考慮すれば、年内に内容を確定する必要がある。共同受付窓口をしっかりと PR するためにも、サービス向上部会において府・市相互にチラシの内容を確認しながら進めていきたい。
- ・大阪府では法人申告書等にチラシを同封するほか、ホームページでの広報や税務署、区役所などの関係団体への説明、チラシの配架の依頼などを考えている。ホームページについては、大阪市と時期・内容を調整し、同時に掲載していきたいと考えており、サービス向上部会の中で時期・内容について精査していきたい。

●主な質問・意見等

○大阪市ではどのような広報を考えているのか。

(大阪市) チラシの作成、ホームページでの広報のほか、区の広報紙への記事掲載や市税ハンドブックへの記事掲載などを考えている。

●その他の主な質問・意見等

○法人関係税の申告書を郵送する場合は、4 月以降も府・市それぞれに対して郵送しなければならないことになるが、郵送分についても一本化を検討する必要があるのではないか。

(大阪府) 納税者の立場からすれば、郵送分についても府・市共同で受け付けるのが便利であるとは認識している。ただ、来年４月からは市内５府税事務所分の法人府民税・事業税の申告書をすべて新中央府税事務所で受け付けることになり、現在中央府税事務所で受け付けている件数の約３倍になる。それに加えて、大阪市の申告書も大阪府の申告書に同封して郵送されてくると、すべてを問題なく処理できるのか不安がある。４月から６月の繁忙期で経験を積んだ上で実現可能かどうかを検討するのがいいのではないかと考えている。

3 閉会